

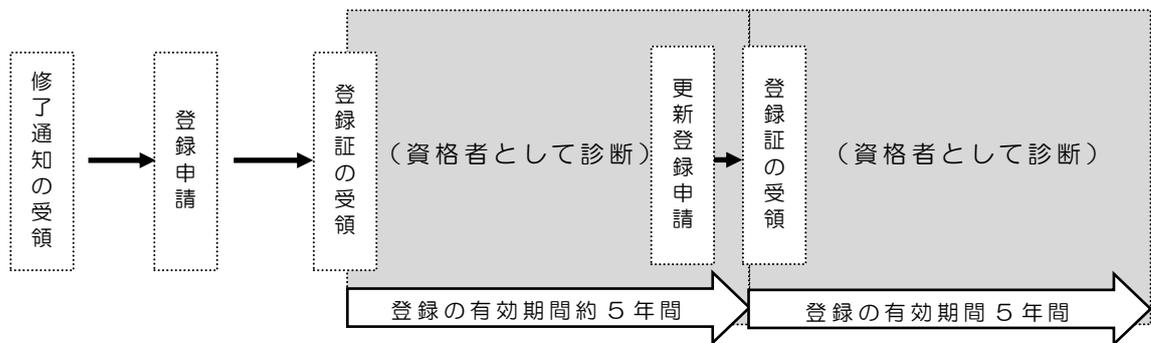
# 「建築仕上診断技術者」資格制度について

「建築仕上診断技術者」の資格は、講習の修了が認められた者が、下記のとおり、登録を申請し、登録簿に登録することによって、公益社団法人ロングライフビル推進協会から与えられ、資格者には登録証が発行されます。

資格者として登録された建築仕上診断技術者は、診断業務の品質を確保するために診断業務の範囲、方法等を定めた「建築仕上診断業務指針」を標準として、建築仕上診断を行うものとされています。

このため、資格取得講習では、「診断業務指針」を軸とした講習テキストを使用し、講習を行います。

## 建築仕上診断技術者の資格登録のフロー



### 1. 登録申請

講習を修了された方は、登録のご案内をお送りいたしますので、資格者登録を申請下さい。登録料は11,000円（消費税10%、1,100円込）です。

なお、次のいずれかに該当する修了者は、登録を受けることができません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- ・ 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り2年を経過していない者
- ・ 破産者で復権を得ていない者

### 2. 登録証の交付と資格者名簿の公表

資格者として登録された方には、「建築仕上診断技術者」の資格者登録証を交付します。登録された方のみが、資格者を名乗ることができます。

また、資格者の登録番号・氏名・業務実施都道府県名等を登載した「技術者名簿」をホームページに掲載して一般の閲覧に供し、診断業務を発注しようとする方々に情報提供します。

### 3. 登録の有効期限及び更新

今回（令和6年度）の登録の有効期限は令和12年3月31日（有効期間約5年）です。

有効期限前に更新登録の要件（更新講習受講又はレポート提出）を満たすことにより、更新登録できます。